

Nessum アライアンス規約



Ver 1.5 : 2025年 9月

Nessum アライアンス

発行：Nessum アライアンス事務局

更新履歴

更新日	Ver.	変更箇所	変更理由
2023/10/02	1.0	—	初版作成
2024/04/01	1.1	4 条、5 条、8 条、10-14 条、16 条	会員種別変更（スタートアップ会員追加、特別会員変更、オブザーバ会員削除、等）に関する関連条項の変更
2024/09/06	1.2	1 条、4 条、他	スタートアップ会員の規定を一部変更。Nessum 商標使用に関する定型文を追記。
2025/09/08	1.5	10～15 条他全体的に変更。	'25 年度新体制対応の改正（理事、運営審議委員会、推進担当 VP の規定追加、他）。表紙追加。

Nessum アライアンス規約

第 1 条 (名称)

本会の名称は、「Nessum アライアンス」（読み方はネッサムアライアンス。英文名称「Nessum Alliance」。旧名称は「HD-PLC アライアンス」。）（以下「本会」という）とする。
（“nessum”およびそのロゴは、パナソニック ホールディングス株式会社の日本、その他の国における登録商標または商標登録出願です。）

第 2 条 (目的)

本会は、急速なブロードバンド環境、IoT 環境の普及を背景に、人にやさしく豊かで持続可能な IoT 社会のさらなる創造に向けて、電力線のみならず専用線、通信線などの有線、さらに無線、水中など様々な通信媒体（Any media、エニーメディア）における Nessum 方式の普及を促進し、Nessum 方式に準拠した通信・ネットワーク機器、Nessum 組込機器間において「安心」かつ「簡単」に繋がる通信互換環境づくりを推進することを目的とする。

第 3 条 (活動内容)

本会は、第 2 条の目的を達成する為に以下の活動（以下「本会活動」という）を行う。

- ・「簡単」で「安定」した通信環境作り
 - （１）異社機種間の通信互換試験の実施
 - （２）機器製造事業者、電材・建設・電工配線業者・SIer 等への啓蒙活動
- ・Nessum 利便性の訴求
 - （３）Nessum を快適に採用・利用頂くためのプロモーション活動
 - （４）Web 発信、セミナー
 - （５）SNS、プレス発表等の広報活動、共同展示会 等
- ・家電/ビジネス/異業種機器間をつなぐ推進活動
 - （６）各業界団体との連携
 - （７）技術交流会、他アライアンス連携
 - （８）設置利用環境の情報共有
 - （９）規格標準化の推進

第 4 条 （会員資格及び会員構成）

本会の会員は、推進会員（英文呼称は Promoter）、一般会員（同、Standard）、スタートアップ会員（同、Start-up）（以下「S U 会員」という）、賛助会員（同、Supporter）、特別会員（同、Special）、及びそれぞれの関連会員、との会員種別から構成される（以下総称して「会員」という）。

2. 推進会員、一般会員、S U 会員、賛助会員又は特別会員は、次の各号並びに本条に定める条件を全て満たさなければならない。

（1）本会の目的及び活動内容に賛同していること

3. 推進会員は、前項の条件に加え、次の各号の全てを満たし、且つ、第 5 条に基づき第 1 1 条に定める理事会の審査により推進会員として承認された法人とし、Nessum 方式の普及促進に積極的に関与する役割を担う。なお、理事会による審査は推進会員になろうとする法人が他団体（通信、ネットワーク、電力管理関係等）の主要な役職（例：理事、取締役、運営委員等）に就任しているかを加味して行われ、上記役職に就任している場合には、機密保持等の理由で推進会員になれない場合があることを、推進会員になろうとする法人は予め了承する。

（1）自社製品に Nessum 方式を採用し、商品化している又は商品化を予定している法人

（2）本会の目的達成の推進活動上、技術的に特に貢献できること、または長期にわたり当会の諸活動に特に貢献した実績があることを理事会が認めた法人

4. 一般会員は、本条第 2 項の条件に加え、次の各号のいずれかを満たし、且つ、第 5 条に基づき理事会の審査により一般会員として承認された法人とし、推進会員の活動を可能な限り支援する役割を担う。

（1）自社製品に Nessum 方式を採用している、又は採用を予定している法人

（2）自社製品に Nessum 方式の採用検討を行う法人

5. 賛助会員は、本条第 2 項の条件に加え、次の各号の全てを満たし、且つ、第 5 条に基づき理事会の審査により賛助会員として承認された法人とし、推進会員、一般会員及び次項で規定される「S U 会員」の活動を、可能な限り支援する役割を担う。なお賛助会員は、本会の運営・実行には直接関与しない。

（1）会員としての資格を有する期間（以下「会員資格期間」という）は、初回入会時から同一年度（第 2 6 条で規定する会計年度を指す。以下同様。）末までの期間であることを予め了承すること。但し、同期間が 9 0 日に満たない場合、同会員資格期間は、初回入会時から次年度末までの期間とする。

6. スタートアップ会員（「S U 会員」）は、本条第 2 項の条件に加え、次の各号の全てを満たし、

且つ、第5条に基づき理事会の審査によりSU会員として承認された法人とし、推進会員及び一般会員の活動を可能な限り支援する役割を担う。

- (1) 自社製品に Nessum 方式を採用する意向、又は Nessum 方式を普及させることへの貢献の意思を充分有している、と理事会が認めた法人。
- (2) 一般の大企業や大学、学術機関などから、優秀な人材、有望な技術等を引き継いで起業し、当会活動に有益であること、または貢献いただけることが期待できる、と理事会が認めた法人。
- (3) 資本金が 200 千 (K) 米国ドル (以下「USD」という) または 30 百万 (M) 日本円 (以下「JPY」という) のうち少ない方の金額未満、かつ従業員数が 20 名未満、かつ同法人設立後 10 年以内、との各条件を目安に、SU会員にふさわしいと理事会が認めた法人。但し、上記の資本金について、USD または JPY の金額を換算する場合の為替レートは、SU会員になろうとする時点で、本会が通常の経理処理に適用する月平均通貨換算レートをここでも適用する。
- (4) 会員資格期間に関し以下のことを予め了承すること。
 - i. 初回入会時から同一年度末までの期間とする。初回入会時に他の会員種別であり、その後にSU会員に種別変更した場合であっても、SU会員としての会員資格期間は、初回入会時の同一年度末までの期間とする。但し同期間が90日に満たない場合、同会員資格期間は、初回入会時から次年度末までの期間とする。
 - ii. SU会員としての会員資格期間の満了前に、理事会が審査を行い特別に認める場合に限り1年延長可能とし、延長後の同一年度末に期間満了する。
- (5) 同会員資格期間の満了後は、原則として速やかに一般会員または推進会員への移行を前提とすること。

7. 特別会員は、本条第2項の条件に加え、次の各号のいずれかを満たし、且つ、第5条に基づき理事会の審査により特別会員として承認された法人、団体又は個人とし、推進会員、一般会員、SU会員及び賛助会員の活動を支援する役割を担う。なお特別会員は、本会の運営・実行には直接関与しない。また特別会員は、理事会が原則として毎年度末に行う会員資格適合に関する審査において、適合と認められた場合に限り、会員資格期間を次年度1年延長可能とする。

- (1) 本会に加盟することで、本会への大きな貢献が期待できると、理事会が特に認め加入招へいを行う法人、団体又は個人
- (2) 特定業界、又は広い業界で高い知名度を有する、または何らかの大きな影響力を有することにより本会への貢献度が極めて高いと、理事会が特に認める法人、団体又は

個人

(3) その他、理事会が特に本会への入会を認める法人、団体又は個人

8. 推進会員の関連会員、一般会員の関連会員、S U会員の関連会員、賛助会員の関連会員及び特別会員の関連会員は、当該推進会員、一般会員、S U会員、賛助会員又は特別会員の関連会社（第21条に定義される）のうち、第5条第3項に基づき当該推進会員、一般会員、S U会員、賛助会員又は特別会員により本会所定の登録手続がなされたものをいう。（以下、推進会員とその関連会員を総称して「推進会員グループ」といい、さらにグループを「G」と表すこととし、「推進会員G」という。一般会員とその関連会員を総称して「一般会員G」といい、S U会員とその関連会員を総称して「S U会員G」といい、賛助会員とその関連会員を総称して「賛助会員G」といい、特別会員とその関連会員を総称して「特別会員G」という。但し、推進会員、一般会員、S U会員、賛助会員又は特別会員で、その関連会員が無い場合は、「推進会員G」「一般会員G」「S U会員G」「賛助会員G」「特別会員G」とは、それぞれ当該推進会員、一般会員、S U会員、賛助会員又は特別会員を意味する。）
9. 理事会は、第11条の規定に基づく決議により、本条第2項から第7項に定める会員資格に関する条件を追加又は変更することができる。
10. 本条第3項、第8項、及び第5条の規定にかかわらず、第22条に定める発起人及びその関連会員は、それぞれ推進会員及びその関連会員とする。（発起人とその関連会員を総称して以下「発起人G」といい、また、発起人Gは推進会員Gとする）。
11. 会社合併、営業譲渡、又は、組織変更等により会員の地位の移転、変更、または、消滅等の事由が発生した場合は、関係する会員は、遅滞なく第18条に定める事務局にその旨の届出を行ない、必要に応じ理事会の了承を得なければならない。

第5条（入会及び代表者）

本会への入会は、本会への入会を希望する者が、本会所定の入会申込書に必要な事項の記入を行ったうえで、これを第18条に定める事務局に提出し、第11条に定める理事会が入会を承認した場合に認められる。なお、入会にあたっての手続の詳細等は別途定める。

2. 推進会員は、本会への参加の代表メンバーとして、自己の属する推進会員Gから3名を定め（以下「参加者」という）、また一般会員、S U会員、賛助会員及び特別会員は、同じく、自己の属する一般会員G、S U会員、賛助会員G又は特別会員Gから参加者2名を定め、そのうち1名を本会に対して権利を行使する代表者として定め（以下「参加代表者」という）、それらの氏名、所属等の必要な事項を事務局に書面で通知する。推進会員、一般会員、S U会員、賛助会員及び特別会員は、参加者及び参加代表者に変更が生じた場合、

その旨を速やかに事務局に届け出る。

3. 推進会員、一般会員、S U会員、賛助会員又は特別会員が、自己の関連会社を関連会員として登録しようとする場合は、当該関連会社を特定した本会所定の登録申請書を事務局に提出する。推進会員、一般会員、S U会員、賛助会員又は特別会員の各関連会員としての資格は、事務局が当該申請書を確認のうえ受理した日に生じる。

第 6 条（退会）

会員は、本会所定の退会届を事務局に提出することにより、いつでも本会を退会することができる。なお、会員の退会は、会員が提出した退会届が事務局に到着した翌日から効力が生じる。

2. 前項の規定にかかわらず、会員が法人としての実態を喪失し、又は解散等により法人格を失った場合、当該事実が生じた時点で、当該会員は本会から退会したものとみなす。

第 7 条（除名）

会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、本会の会員から除名されるものとする。

- （1）本規約のいずれかの規定に違反し、第 11 条に定める理事会が当該会員の除名を決議した場合
 - （2）本会の目的又は活動を妨げる行為、本会の目的に反する行為、又は本会の目的を達成するにあたり会員としてふさわしくない行為等を行なったとして理事会が当該会員の除名を決議した場合
 - （3）その他、除名が必要な合理的理由があるとして理事会が当該会員の除名を決議した場合
2. 前項の除名は、当該除名が理事会で決議された時点で効力が生じるものとし、その時点から当該会員は、本規約に基づき会員として有した一切の権利を喪失する。

第 8 条（会員の権利）

会員は、本規約及び本会の諸規則の定めに従って、本会の活動へ参加することができる。

2. 会員は、本会の会員であることを、自己（自己の属する推進会員 G、一般会員 G、S U 会員 G、賛助会員 G 又は特別会員 G を含む）の N e s s u m 事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。本会の会員である旨の表示、本会の名称の使用方法については、本会において別途定めるところによる。
3. 会員は、当会が推奨する互換認証試験を受けることができる。合格した際には通信認証用共通鍵を受け取ることができる。但し、具体的運用に関しては、別途定める互換認証規定に

従う。

4. 会員は、第20条に規定の通り、パナソニック ホールディングス株式会社（以下、PHD）が規定するNessum 商標使用マニュアルに従い、Nessum 商標（文字商標、図形商標及びそれらを組み合わせた商標。）を使用することができる。

第 9 条 （会員の義務等）

会員は、本規約及び本会の諸規則を遵守する。

2. 会員は、第2条に規定の本会の目的を实践するものとし、Nessum 方式の普及促進、Nessum 方式準拠の機器間の安心かつ簡単な通信互換環境づくり推進に努める。
3. 会員は、本会が実施する広告、広報、催事、通信互換検証結果等においてその法人名が掲載されることがあることを予め了承する。
4. 会員は、本会の目的又は活動を妨げる行為、本会の目的に反する行為、又は本会の目的を達成するにあたり会員としてふさわしくない行為等を行ってはならない。

第 10 条 （年次総会）

年次総会（以下「総会」という）は、賛助会員及び特別会員を除いた会員により構成する。但し、賛助会員及び特別会員は、第11条に定める理事会が認めれば任意で総会に出席することができる。また、会員以外でも理事会が必要と認めたものは総会に出席することができる。なお、総会における議決権の取り扱いは本条第3項に定めるとおとする。

2. 総会は、第11条に定める本会の理事長の招集により年 1 回開催し、その他理事会が必要と認めた場合は、臨時で総会を開催できる。但し、総会は、会員が保有する総会での議決権の総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 会員は、総会において、各推進会員 G、一般会員 G 及び S U 会員につき、1 G あたり 1 票の議決権を保有する。なお、総会における決議は、総会に出席した議決権数の過半数をもってなされるものとし、賛否同数の場合は、次項に定める議長の決定を総会決議とみなす。
4. 総会は、第11条に定める理事長及び副理事長、第12条に定める監事、第13条に定める会計監査役および第18条に定める事務局により運営されるものとし、理事長が総会の議長を務める。但し、理事長が欠席の場合は、副理事長が総会の議長を務める。
5. 総会では、本規約に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる事項を決議する。
 - （1）本会活動計画の承認
 - （2）本会活動報告及び本会会計報告の承認
 - （3）本会の理事、監事、会計監査役の承認
 - （4）その他、理事会から提案される本会の運営に関する重要な事項

6. 総会が開催された場合、事務局は、議事録を作成する。当該議事録は、会員のみに公開し、会員以外には、非公開とする。但し、司法的命令、法令又は政府機関により開示を要請され、そのために必要な範囲で開示する場合はこの限りではない。
7. 総会に出席できない会員は、必要事項を記載した委任状や予め通知を受けた総会での決議事項について必要事項を記載した書面の提出（電子メール等の電磁的方法によるものを含む）を行うことにより、総会への出席や議決権の行使に代えることができる。この場合、当該総会の出席数及び当該総会での議決権数に算入される。

第 11 条（理事会）

本会は、本会の目的を推進するための執行機関として、理事会（英語呼称は「Board of Directors」、英語略称は「BoD」。旧名称は「運営委員会」。）を設置する。理事会は、理事 5 名以下の人員で構成される。

2. 理事の任期は、原則として、年度初めから 2 年とする。但し、再任を妨げない。
3. 理事の属性については、以下のとおりとする。
 - （1）第 22 条に定める発起人 G から 1 名
 - （2）推進会員 G（発起人 G を含む）のうちの 4 つのグループ（以下「選出 G」という）から 1 G につき 1 名。但し、選出 G は 4 つのグループより少ない場合もある。なお、選出 G に該当する推進会員 G は、第 17 条 2 項（2）に定める追加の会費を支払わなければならない。
 - （3）次項に定める理事長を務める選出 G から別にもう 1 名可能。

上記（1）は、発起人が決定する。上記（2）については、その直前の任期の理事が選出 G を決定し、当該選出 G は自己に属する参加者から 1 名選出し、理事会がこれを審議し決定する。上記（3）については、当該選出 G は自己に属する参加者から 1 名選出し、理事会がこれを審議し決定する。
4. 理事長は、本会を統括するものとし、理事会が理事の中から決定する。副理事長は、理事長の補佐役又は代行役として、理事会が理事の中から決定する。
5. 前各項の規定にかかわらず、理事の任期中の退任又は変更が必要となった場合は、その属する推進会員 G は、速やかに当該グループから後任者を選任し、事務局へ通知する。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
6. 理事会における議決権は、各理事がそれぞれ 1 票ずつ保有する。
7. 理事会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に関わる事項を審議し決議する。また第 14 条に定める運営審議委員会が、以下の各号に関わる事項を、理事会に代わって審議し、決議案または意見書を理事会に提出した場合は、理事会は、これを最終審議

し決議する。

- (1) 総会の決議事項を実施するための具体的事項
- (2) 本会運営上で理事長が、必要と認める事項
- (3) 理事、監事、会計監査役の選任
- (4) 理事長、副理事長、運営審議委員会会長、同副会長の決定
- (5) 第16条に定めるワーキンググループ（以下「WG」という）の設置、変更、解散
- (6) WGの議長の決定
- (7) WGの運営、構成の決定
- (8) WGからの報告の審議、決定、承認
- (9) 会員の入会、退会、除名の決定
- (10) 本会事務局の選任
- (11) 本規約を含む本会の規約の変更・改正
- (12) 本会の解散
- (13) その他本会の運営に関する重要事項

- 8. 理事会は、必要に応じ都度開催できる。また書面又は電子メール等の等の電磁的手段、あるいはオンライン会議等のインターネット等通信手段による質疑応答等で開催することができる。
- 9. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、次項に定める場合を除き、出席した理事の過半数の同意をもって決議する。出席及び決議は、理事長の判断により、書面又は電子メール等の電磁的手段、あるいはオンライン会議等のインターネット等通信手段による出席及び投票を可能とし、その際の会成立又は決議は、本項冒頭の規定に準じて理事長が判断するものとする。
- 10. 第5条に定める会員の入会、第6条に定める会員の退会、第7条に定める会員の除名、本会の規約の変更・改正、本会の解散、及びその他、重要事項と理事長が認める事項については、理事の3分の2以上の同意をもって決議する。なお、理事会で本会の規約の変更・改正又は本会の諸規則の制定・変更・改正・廃止が決議された場合は、当該変更・改正等がなされた規約及び諸規則が本会において適用されることを会員が承認したとみなす。
- 11. 理事長が必要と認めた場合、理事以外の者が理事会に出席することができる。この場合、当該出席者は理事会における議決権を有しないものとする。

第 12 条 （監事）

監事は、当会の業務および財務の状況について監査を行い、当会の運営が法令および本規約に則って適正に行われているかを確認する責任を負う。監事は、理事会に対して必要に応じて意見を述べることができ、総会において必要に応じ監査結果を報告するものとする。監事

は、理事会が推進会員 G に属する参加者の中から選出し、総会の承認により決定される。

2. 監事の任期は、原則として年度初めから起算して 2 年間とし、再任を妨げない。監事は理事を兼ねることはできない。
3. 前項の規定にかかわらず、監事の任期中の退任又は変更が必要となった場合、その属する推進会員 G は、速やかに当該 G から後任者を選任し、事務局へ通知する。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

第 13 条（会計監査役）

会計監査役は、本会の財務および会計処理に関する監査を行い、収支の適正性および透明性を確認する責任を負う。会計監査役は、必要に応じて監事と連携し、総会において監査結果を報告するものとする。会計監査役は、理事会が推進会員 G に属する参加者の中から選出し、総会の承認により決定される。

2. 会計監査役の任期は、原則として年度初めから起算して 2 年間とし、再任を妨げない。会計監査役は理事を兼ねることはできない。
3. 前項の規定にかかわらず、会計監査役の任期中の退任又は変更が必要となった場合、その属する推進会員 G は、速やかに当該 G から後任者を選任し、事務局へ通知する。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

第 14 条（運営審議委員会）

本会は、本会の目的を推進するための審議機関として、理事会の下位に運営審議委員会（以下「本委員会」という。英語呼称は「Management Deliberation Committee」、略称「MDC」）を設置する。本委員会は、本条第 3 項で定める本委員会会長、第 4 項で定める同副会長（上席副会長を含む）及び第 5 項で定める推進担当副社長を、それぞれ正委員として構成される。なお、2025 年 6 月まで運用された組織の旧「役員会」は解消し、本委員会にその機能を集約するものとする。

2. 各正委員の任期は、原則として、年度初めから 2 年とする。但し、再任を妨げない。
3. 本委員会会長（以下「会長」という）は、理事長がこれを務める。
4. 本委員会副会長（以下「副会長」という。略称「VP」）は、会長の補佐役又は代行役として、理事会が推進会員 G に属する参加者の中から選任する。理事会が特に必要と認める場合、理事会は副会長の中で最上位の役目を果たすものとして、本委員会上席副会長（以下「上席副会長」という。略称「SVP」）を副会長の中から選任する。
5. 推進担当副会長（以下「推進担当 VP」という）は、推進会員 G が自己に属する参加者から 1 名選出し、理事会がこれを審議し承認することで決定される。推進担当 VP は、本委

員会において当会運営に関する審議に参加する。但し、推進担当VPの選出の辞退を妨げない。

6. 前各項の規定にかかわらず、各正委員の任期中の退任又は変更が必要となった場合、その属する推進会員Gは、速やかに当該Gから後任者を選任し、事務局へ通知する。この場合、任期は前任者の残任期間とする。
7. 本委員会における議決権は、各正委員がそれぞれ1票ずつ保有する。
8. 本委員会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に関わる事項を、必要に応じ理事会に代わって審議し、決議提案書または意見書を作成し、理事会に提出する。
 - (1) 総会の決議事項を実施するための具体的事項
 - (2) 本会運営上で理事長が、必要と認める事項
 - (3) 理事、監事、会計監査役の選出
 - (4) 理事長、副理事長、会長、副会長の決定
 - (5) 第16条に定めるWGの設置、変更、解散
 - (6) WGの議長の決定
 - (7) WGの運営、構成の決定
 - (8) WGからの報告の審議、決定、承認
 - (9) 会員の入会、退会、除名の決定
 - (10) 本会事務局の選任
 - (11) 本規約を含む本会の規約の変更・改正
 - (12) 本会の解散
 - (13) その他本会の運営に関する重要事項
9. 本委員会は、原則月1回の定例会議を開催することとし、加えて必要に応じ都度開催できる。また書面又は電子メール等の電磁的手段、あるいはオンライン会議等のインターネット等通信手段による質疑応答等で開催することができる。
10. 本委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席した委員の過半数の同意をもって提案決議する。出席及び提案決議は、会長の判断により、書面又は電子メール等の電磁的方法又はオンライン会議等のインターネット等通信手段による出席及び投票を可能とする。本委員会で決議された決議提案書、意見書などの各事項については、理事会による最終承認を必要とする。
11. オブザーバ委員として、会長の判断により、監事、第16条に定めるWG議長、第18条に定める事務局等が参加できる。必要に応じWG議長に代わり、当該WGに属する第16条に定めるタスクグループのタスクグループ長が参加できる。オブザーバ委員は、議決権を有しない。さらに会長が必要と認めた場合、本条に定める正委員、オブザーバ委員以外の者が本委

員会に出席することができる。この場合、当該出席者は本委員会における議決権を有しないものとする。

第 15 条（顧問）

第 22 条に定める発起人 G は、本会の相談役として顧問若干名を本会に設置することができる。この場合、当該顧問の選出、変更、期間等は、発起人 G が決定できる。なお、顧問は、本会において行使できる権利は保持しない。顧問は、必ずしも当会会員である必要はない。

第 16 条（ワーキンググループの設置及び構成）

理事会は、本会の運営を円滑に推進するため、必要に応じてワーキンググループ（WG）を設置することができる。

2. WG は、本会の趣旨に基づき、具体的な実現方法の検討を行い、理事会の要請に従って活動計画を立案、報告し、理事会の承認に基づき実行する。
3. 各WGの議長（以下「WG 議長」という。英文呼称は「WG Chair」）は、理事長が推進会員 G 又は一般会員 G の中から指名し、理事会の承認によって決定する。各WGは、当該WG議長により運営される。WG 議長の任期は、原則として、年度初めから 2 年とする。但し、再任を妨げない。
4. WG の運営及び構成に必要な委員は、WG 議長が推進会員 G、一般会員 G 又は S U 会員 G の中から選出し、理事会の承認のもとで、参加希望の推進会員、一般会員及び S U 会員により構成される。WG 議長は、必要に応じ、WG 副議長を推進会員 G、一般会員 G 又は S U 会員 G の中から選出することができる。WG 議長は、特に理事会が認めた場合にのみ、推進会員 G 以外、一般会員 G 以外及び S U 会員 G 以外の会員種別であっても参加希望する会員が、議決権を持たずWGの運営・実行には直接関与しないWG参加者として、当該WGに参加させることができる。
5. WG 議長は、必要に応じ、当該WG活動を分割して推進するタスクグループ（以下「TG」という）を当該WG内に設置し、TGの運営を主導するTG長（英文呼称は「TG Chair」）、及びTGの運営及び構成に必要な委員を当該WG委員の中から選出することができる。
6. WGの成果は、WG議長又はTG長が理事会へ報告する。

第 17 条（会費）

本会は、次項に定める会員の会費及びその他雑収入をもって運用する。但し、本会の総会、理事会、WG又は本会の催事等に会員が参加する場合の交通費等は各会員が負担する。

2. 各会員は、以下に定める会費を本会に支払わなければならない。

(1) 推進会員 G : 年会費として年間 50 万日本円。

但し、理事が選出されている推進会員 G に該当する場合は、当該理事の人数にかかわらず、上記の金額に追加してさらに年間 50 万円を支払わなければならない。

(2) 一般会員 G : 年会費として年間 30 万日本円。

(3) S U 会員 G : 年会費として年間 0 日本円。

(4) 賛助会員 G : 年会費として年間 0 日本円。

(5) 特別会員 G : 年会費は理事会により、各会員ごとに別途決定する。

3. 入会した年度の会費は入会時に、翌年度以降は年度初めに本会が請求書を発行してから 1 ヶ月以内に、本会の指定口座に一括現金にて振り込む方法、又は本会が指定するクレジットカード決済の方法により支払う。

また、入会申し込みを行う者は、当該申し込み時に所定の手続きに従い自己の推進会員 G、一般会員 G、S U 会員 G、賛助会員 G 又は特別会員 G のうちの支払者(支払いを行う法人等)を指定する。

4. 会員は、年度途中の入会の場合、入会月を含めた月数で年額を月割り計算した金額を、初年度の会費として支払う。

5. 会員は、自己都合により次年度の年会費を、その前年度末に前払いすることができるものとする。但し前払いを行うに際しては、前年度 1 月末までに事務局にその旨を事前に要請し、事務局が認めた場合にのみ可能とする。

6. 会員は、総会により臨時の会費の徴収が決議された場合には当該会費を追加で支払うことを了承する。

7. 本会に支払われた会費は、退会の申し出を含め理由の如何にかかわらず返還されない。

8. 年度終了時に経費支払に会費等を充当して剰余金がある場合、かかる剰余金を次年度に繰り越す。

9. 本会が解散することが決定した場合であって解散予定日に剰余金がある場合、かかる剰余金の取り扱いは、解散予定日より前に総会にて協議し決定する。

10. 会員は、理事会が承認した場合、本会が行う催事において発生した費用を催事の都度、本会が会員から徴収することについて了承する。

11. 本条に定める以外で本会の会費及び経費等に関して必要な項目は、別途細則により定める。

第 18 条 (事務局)

本会の運営を行うため、本会は、理事会が選任する事務局を設置する。本会の会計業務は、

事務局が担当する。

第 19 条 （守秘義務）

会員は、本会の活動を通じて知り得た本会または他の会員に関する情報であって、秘密である旨指定または表示された情報（以下「秘密情報」という）を、秘密情報を開示する会員（以下「開示者」という）の事前の書面による承諾なしに、本会の会員以外に開示せず、また開示者の事前の書面による承諾なしに本会の活動を実施する目的以外に使用しない。但し、以下の情報は秘密情報に含まれない。

- （１）開示の時点で既に公知であるもの、もしくは秘密情報を受領する会員（以下「受領者」という）の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - （２）受領者が開示者から開示される前から正当に保持していた情報
 - （３）受領者が秘密情報に依拠することなく独自に創作した情報
 - （４）受領者が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
2. 会員は、秘密情報を善良な管理者の注意を持って秘密として管理し、自己の属する推進会員 G、一般会員 G、S U 会員 G、賛助会員 G 又は特別会員 G 内においては、本会の目的及び本会の活動を遂行する上で必要のある当該 G 内の法人の役員及び従業員に対してのみ秘密情報を必要最小限の範囲で開示する。
 3. 本条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、会員は、理事会又はWGにおいて又はそれらの活動を通じて知り得た秘密情報については、開示者の事前の書面による承諾なしに、当該理事会又はWGに参加している会員(当該会員の属する会員 G を含む)以外の者に開示してはならない。但し、本条第 1 項の（１）～（４）に定める情報は除く。
 4. 前各項の規定にかかわらず、会員は、司法的命令、法令又は政府機関により開示を要請された場合、そのために必要な範囲で秘密情報を開示することができる。なお、この場合、当該開示を行う会員は、当該秘密情報の開示者に対して速やかに通知を行う。
 5. 会員は、第 6 条により退会をしたことにより又は第 7 条により除名をされたことにより本会における会員としての地位を喪失した場合、本会が解散された場合、又は開示者より要請があった場合、遅延なく秘密情報及びその複製物を返却するか、又は、廃棄する。
 6. 会員は、第 6 条により退会をした後、第 7 条により除名をされた後、又は本会の解散後も、3 年間は本条に定める守秘義務を遵守する。
 7. 前各項の規定にかかわらず、秘密情報によっては別途会員間、理事会、またはWG等において本条の定めと異なる取決めがなされる場合があるものとし、その場合、当該秘密情報については、当該取決めに従う。

第 20 条 (商標の取り扱い)

Nessum 商標 (「Nessum」に関連する文字商標、図形商標及びそれらを組み合わせた商標であり、登録商標及び商標登録出願を指す) に関する権利は、P H Dに帰属することを確認する。

2. 会員は、P H Dが規定する「Nessum 商標使用マニュアル」に従い、Nessum 商標を使用することができる。
3. 会員 (P H D を除く) は、Nessum 商標を使用する場合、本条第 4 項 1) に規定する場合を除き、P H Dと別途、商標使用許諾契約書を締結し、当該契約の条件を遵守することに同意する。
4. 上記マニュアルにおいては、以下の 2 通りの用途の Nessum 商標が規定されており、各用途ごとに規定される物品・媒体については上記マニュアルに沿って使用する事ができる。

(1) 販売促進用途

Nessum 技術を採用した商品群の総合的な商標として、製品本体以外の以下項目に限って使用できる。(Nessum 製品群の通信互換、非互換を問わない。)

- i. 販促宣伝物
- ii. 梱包パッケージ(製品取扱説明書を含む)
- iii. 製品カタログ
- iv. W E B のバナーや看板

などの広告宣伝物。

(2) 互換認証用途

P H D または本会が認めた Nessum 互換認証機関が実施する Nessum 通信互換認証システムにて、Nessum 互換対応品 (I E E E 1 9 0 1 非互換品、非マルチホップ Nessum を含む) を対象とした通信互換認証の合格品における、製品本体、及び半導体 I C 製品、モジュール製品。

第 21 条 (関連会社の取り扱い)

本規約において「関連会社」とは、50 パーセント超の株式もしくは持分により、直接若しくは間接的に、

- (1) 会員を支配している法人、
- (2) 会員から支配されている法人、又は
- (3) 会員と共通の支配下に置かれている法人

を意味する。なお、本条において、「支配」とは、かかる法人に対して議決権を有する 50 パーセント超の株式もしくは持分が、支配者により直接又は間接的に保有又は支配されることを

意味する。当該法人は、かかる支配が存続する限り、「関連会社」とみなされる。

第 22 条 （発起人）

本会の発起人（英文呼称は Founder）は、パナソニック ホールディングス株式会社とする。
 なお、発起人は、その関連会員の追加、変更等が必要となった場合は、事務局に対して届出を行うことにより、これを行うことができる。

2. 発起人の関連会員は、本規約に基づく発起人の権利・義務、及びその他本会の運営、活動等について、発起人と共に、または発起人に代わってこれらを行使、負担、又は行うことができるものとする。

第 23 条 （反社会的勢力の排除）

会員は、自己、自己の役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとする。

- （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて他人の名誉・信用を毀損し、又は他人の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

3. 会員は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに当会にその事実を報告するものとする。

第 24 条（譲渡禁止）

会員は、本会上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならないものとする。

第 25 条（規約の変更）

本規約は、第 11 条に基づき理事会の決議により変更することができる。

第 26 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末までとする。

第 27 条（本会の責任の放棄等）

会員は、本会における一切の活動を自己の責任において行うものとし、本会の活動において又は本会の活動によって自己に発生した事故、物損を含む一切の損害について、自らの責任と費用において対処する。本会、および本会の役員・理事・事務局・WG 等の地位を有している者又は有していた者、ならびに本会の発起人 G は、本会の活動に伴う事故、物損などの損害、および会員間や第三者との間の紛争・請求について一切責任を負わない。

第 28 条（法令の遵守）

会員は、本会の活動の成果を利用した製品およびサービスに関して、独占禁止法、その他の法令に反する情報交換を一切行わない他、本会の活動において関連する法令を遵守する。

第 29 条（準拠法）

本規約は、日本法に基づいて解釈される。

第 30 条（裁判管轄）

会員は、本規約に関して又は関連して、訴訟の提起、調停の申立等の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 31 条（その他）

本規約に定めるものの他に、本会運営に必要な事項については、理事長が理事会において

定める。

附 則

第 1 条

本会の設立日は、2007年9月25日とする。同日、「HD-PLC アライアンス」との団体名称で設立。2023年10月、名称を「Nessum アライアンス」に変更。

第 2 条 （発効期日）

本規約は、制定日から発効する。

第 3 条 （設立年度における会計年度等）

本会の設立年度における会計年度は、設立の日から翌年3月末までとする。

第 4 条 （組織及び運営体制図）

「組織及び運営体制図」は別紙の通り。本図は組織及び運営体制が変更のつど、事務局または理事会が更新、差し替えを行うものとする。

制定日： 2023年10月2日